

平成24年11月30日

第三者割当による第四種優先株式の発行並びに

資本金及び資本準備金の額の減少（その他資本剰余金の増加）について

四種優先株式の発行並びに株式発行と同時の資本金及び資本準備金の額の減少による「その他資本剰余金」への振り替えについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 第三者割当による優先株式発行について

(1) 第四種優先株式の概要

- | | |
|------------|---|
| ① 発行期日 | 平成25年1月11日 |
| ② 発行新株式数 | 6,400,000株 |
| ③ 発行価額 | 1株につき5,000円 |
| ④ 払込金額の総額 | 32,000,000,000円 |
| ⑤ 資本組入額 | 1株につき2,500円 |
| ⑥ 資本組入額の総額 | 16,000,000,000円 |
| ⑦ 資本準備金組入額 | 1株につき2,500円 |
| ⑧ 資本準備金の総額 | 16,000,000,000円 |
| ⑨ 募集又は割当方法 | 第三者割当の方法により、千葉県を中心とする取引先企業等に割り当てする予定です。 |
- ⑩ その他（詳細は別添の概要説明をご参照願います）
- ・優先株主の優先期末配当金は1株につき220円としており、普通株主に優先して受け取ることができます。
 - ・優先株式の配当につき、非累積・非参加条項を定めております。
 - ・議決権はありません。但し、優先期末配当金が支払われない時等は、議決権が復活いたします。
 - ・約7年2ヵ月後より、普通株式を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得条項の効力が発生いたします。
 - ・平成40年3月30日まで転換請求のない優先株式は、一斉に普通株式に転換されます。

(2) 本優先株式第三者割当増資による資本調達目的及び理由

平成26年3月31日に一斉転換期日をむかえる公的資金である第三種優先株式の取得・消却を実行すべく、十分な消却原資確保と公的資金返済後の自己資本の維持・充実を目的とするものです。これにより、第三種優先株式（公的資金）の一斉転換期日となる平成26年3月までの早期返済等について、具体的に踏み出したものとなります。

既存普通株主様の権利及び企業価値等への影響や、今後適用が予定されている自己資本比

率規制（バーゼルⅢ）の内容を考慮した資本の質の維持・向上、市場における実現性を検討した結果、本優先株式を第三者割当により発行することを決議したものです。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少について

（1）資本金及び資本準備金の額の減少の目的

本優先株式発行により増加した資本金及び資本準備金全額を減少し、「その他資本剰余金」(※)へ振り替えることにより、平成12年9月に発行した第三種優先株式（発行総額：60,025,000,000円、割当先：株式会社整理回収機構）の取得（公的資金の返済）原資となる分配可能額を増加させ、取得原資に充当する予定です。

本件は「純資産の部」における勘定の振替処理であり、現金及び預金の減少を伴うものではありません。

※公的資金の返済原資は、「純資産の部」における「その他資本剰余金」及び「その他利益剰余金」であります。そのため、資本金及び資本準備金を「その他資本剰余金」に振り替える必要が発生するものです。また、これまでの収益により蓄積した「その他利益剰余金」とあわせて公的資金の返済原資に充当する予定です。

（2）資本金及び資本準備金の額の減少の日程

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 取締役会議決日 | 平成24年11月30日 |
| ② 債権者異議申述公告 | 平成24年12月6日（予定） |
| ③ 債権者異議申述最終期日 | 平成25年1月7日（予定） |
| ④ 効力発生日 | 平成25年1月11日（予定） |

以上

(別添)

第四種優先株式発行概要

募集株式の種類	株式会社千葉興業銀行第四種優先株式
募集株式の数	6,400,000株
募集株式の払込金額	1株につき5,000円(総額金32,000,000,000円)
増加する資本金の額	1株につき2,500円(総額金16,000,000,000円)
増加する資本準備金の額	1株につき2,500円(総額金16,000,000,000円)
申込期間	平成24年12月17日～平成25年1月11日
払込期日	平成25年1月11日
第四種優先期末配当金	—
優先期末配当金	1株につき年220円(優先配当年率4.4%)
累積条項	非累積
参加条項	非参加
残余財産	—
残余財産の分配	本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの払込金額相当額に経過優先期末配当金相当額を加えた額を支払う。このほかの残余財産の分配は行わない。
参加条項	非参加
議決権	本優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない。ただし、定時株主総会に本優先期末配当金の額全部の支払を受ける旨の議案が提出されない時等は、本優先期末配当金の額全部の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間、全ての事項につき株主総会において議決権を有する。
普通株式を対価とする 取得請求権	—
取得請求権	本優先株主は、取得請求期間中、当銀行が本優先株式を取得するのと引換えに当銀行の普通株式を交付することを請求することができる。
取得対価	本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの払込金額相当額を取得価額で除した数の普通株式
取得請求期間	平成32年4月1日～平成40年3月30日
当初取得価額	取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日の普通株式の終値の平均値に相当する金額
取得請求期間中の 取得価額修正	取得請求期間において、毎年4月1日及び10月1日(以下「決定日」)の翌日以降、決定日までの直近の5連続取引日の普通株式の終値の平均値に相当する金額に修正

	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	223 円（発行決議日前営業日における普通株式の終値の 50% に相当する金額）

金銭を対価とする 取得条項	—
金銭を対価とする 取得条項	当銀行は、平成 32 年 4 月 1 日以降、取締役会が別に定める日（当該取締役会開催日までの 10 連続取引日の全ての日において普通株式の終値が取得価額の下限を下回っている場合）が到来したときに、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部または一部を金銭を対価として取得することが可能
取得対価	本優先株式 1 株につき、本優先株式 1 株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた金額
普通株式を対価とする 取得条項	—
普通株式を対価とする 取得条項	当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない本優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」）をもって一斉取得する。
取得対価	本優先株式 1 株につき、本優先株式 1 株当たりの払込金額相当額を取得価額で除した数の普通株式
一斉取得価額	一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 連続取引日の普通株式の終値の平均値に相当する金額
取得価額の上限	無し
取得価額の下限	223 円（発行決議日前営業日における普通株式の終値の 50% に相当する金額）